

流麗かつ優雅な舞い



# 郷土民謡踊り 前橋まつりで踊ろう

前橋まつりで郷土民謡踊りの事前練習会を行います。初めて郷土民謡踊りに参加を希望する人は、必ず練習会に参加してください。

## ■郷土民謡踊り事前練習会

日時＝①9月22日(水)午後1時～5時②9月27日(月)③10月4日(月)、午後6時～10時

会場＝前橋プラザ元気21・3階ホール

対象＝一般

内容＝「上州よいとこ」「前橋おどり」「前橋ばやし」「八木節おどり」

申し込み＝当日会場へ直接

## ■前橋まつり郷土民謡踊り

日時＝10月9日(土)午後1時50分～2時30分

会場＝立川町通り

問い合わせは  
前橋まつり実施委員会(にぎわい商業課内)  
☎210-2273

# 計量器の所有者は 定期的に検査を受けましょう

問い合わせは  
計量検査所 ☎255-2218  
検査当日は ☎080-1227-5544

本庁、大胡・宮城・粕川・富士見支所管内を対象に、特定計量器の定期検査を行います。取引や証明に使用する質量計を持っている人は必ず受けましょう。日時・会場・対象区域は下表のとおり。計量器をよく掃

除してお持ちください。日時の都合が悪いときは、ほかの会場でも受けられます。

なお、廃業などで計量器を使用しなくなった場合は届け出てください。

本庁、大胡・宮城・粕川・富士見支所管内の特定計量器定期検査日程			
期日	時間	会場	対象区域
4日(月)	午前10時～ 午後3時30分	南町四丁目公民館	南町一～四丁目、六供町、六供町一～五丁目
5日(火)		岩神町一丁目公民館	岩神町一～四丁目、敷島町、緑が丘町、平和町一・二丁目
6日(水)		富士見地区農村環境改善センター	富士見支所管内の各町
7日(木)		田面公民館	粕川支所管内の各町
12日(火)		鼻毛石町集落センター	宮城支所管内の各町
13日(水)		立川町会館	千代田町一～四丁目
14日(木)		文京町一丁目自治会館	文京町一～四丁目、天川町、天川原町、天川原町一・二丁目
18日(月)		大手町三丁目会館	大手町一～三丁目、本町一・二丁目
19日(火)		住吉町一丁目集会所	住吉町一・二丁目、国領町一・二丁目
20日(水)		大胡保健センター	大胡支所管内の各町
21日(木)		朝日町一丁目公民館	朝日町一～四丁目
25日(月)		城東町一丁目自治会館	城東町一～五丁目
26日(火)		表町一丁目自治会館	表町一・二丁目、紅雲町一・二丁目
27日(水)		日吉町三丁目公民館	若宮町一～四丁目、日吉町一～四丁目
28日(木)	三河町一丁目公民館	三河町一・二丁目、本町三丁目、千代田町五丁目	
29日(金)	計量検査所	対象日に都合の付かなかった人	



早めの点灯で事故を防ごう

■高齢者の交通事故防止  
高齢者は歩行速度や反射神経が衰えがちです。高齢者を見つけたら、一時停止や徐行などの注意をしましょう。高齢者自身も無理な横断はやめましょう。  
また、高齢運転者マークを付けた自動車に対して思いやりのある運転を心掛け、幅寄せや割り込みなどをしないよう配慮をしてください。

■夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
歩行者や自転車利用者は明るい服装や反射材を活用し、自転車のライトは必ず点灯しましょう。また、自動車を運転するときはハイビームを活用し歩行者などの早期発見に努めましょう。  
■すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
後部座席を含むすべての座席でシートベルトを着用しましょう。子どもを車に乗せるときは、発育に応じたチャイルドシートを使用しましょう。  
■飲酒運転の根絶  
飲酒運転は犯罪です。飲酒運転をするとほとんどの場合で運転免許が取り消しに。絶対にやめましょう。  
■交差点での事故と追突事故の防止  
見通しの悪い交差点では、一時停止の標識がなくてもしっかりと止まって安全確認をしましょう。また自動車運転中は車間距離を十分に保ち追突事故に注意しましょう。早めの方向指示器やポンピングブレーキが有効です。

問い合わせは  
安全安心課 ☎898-6263

9月21日(火)から30日(水)まで、秋の全国交通安全運動を実施します。また、9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通事故は他人ごとではなく、最も身近な危険の一つです。一人一人が交通マナーやモラルを守り、交通安全の意識を高めることで事故を減らしましょう。

# 思いやりの運転で 交通事故死ゼロの実現を

# 65歳以上の免許返納者に贈呈品 10月からタクシー券も選べます

問い合わせは 交通政策室(政策推進課) ☎898-5939

本市では、高齢ドライバーの加害事故を減らすとともに、公共交通利用を促進するため、高齢者の運転免許返納を奨励しています。返納希望者は県総合交通センターか住所地を管轄する交通安全協会窓口で、運転免許証と印鑑を用意し本人が手続きを行ってください。

## ■65歳以上には公共交通機関の利用券

65歳以上の運転免許返納者には公共交通機関の利用券などを贈呈。10月1日(金)以降の返納手続き分からは、新たにタクシー利用券も選べるようになります。申請はワンストップサービス(窓口一元化)で免許返納と一緒に行うことができ簡単便利。免許返納と同時に申請してください。

対象＝市内在住の65歳以上で運転免許証を自主返納する人  
対象利用券＝バスカード、ふるさとバス回数券、るるんバス回数券、上電マイレール回数券、前橋地区タクシー利用券のいずれか5,000円分相当

# 高齢者などの専用駐車区間 指定場所が増えました

問い合わせは 安全安心課 ☎898-6263

9月1日から高齢運転者等専用駐車区間指定場所が3カ所増え4カ所になりました。このスペースには、公安委員会へ申請をし「専用場所駐車標章」の交付を受けた高齢者などが普通自動車を運転している場合に限り駐車できます。

指定場所＝前橋公園さちの池北側、立川町通り、高花台一丁目二号公園、大胡郵便局南

対象＝次のいずれかを満たす人。①70歳以上の運転者②聴覚障害者マーク、身体障害者マークの対象者③妊娠中か出産後8週間以内の運転者

申し込み＝申請者の住所地を管轄する警察署へ直接



標章車専用

この標識が目印